十メートル以上の高さの空域	三 前二号に掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五として国土交通大臣が告示で定める空域あつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なもの二 法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場の周辺の空域で	は外側水平表面の上空の空域 開定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しく規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しく、次のとおりとする。 (飛行の禁止空域)	改正案
メートル以上の高さの空域	二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十	は外側水平表面の上空の空域と、次のとおりとする。 、次のとおりとする。 、次のとおりとする。 (飛行の禁止空域)	現行